

埋蔵文化財発掘調査に伴う通行止めについて

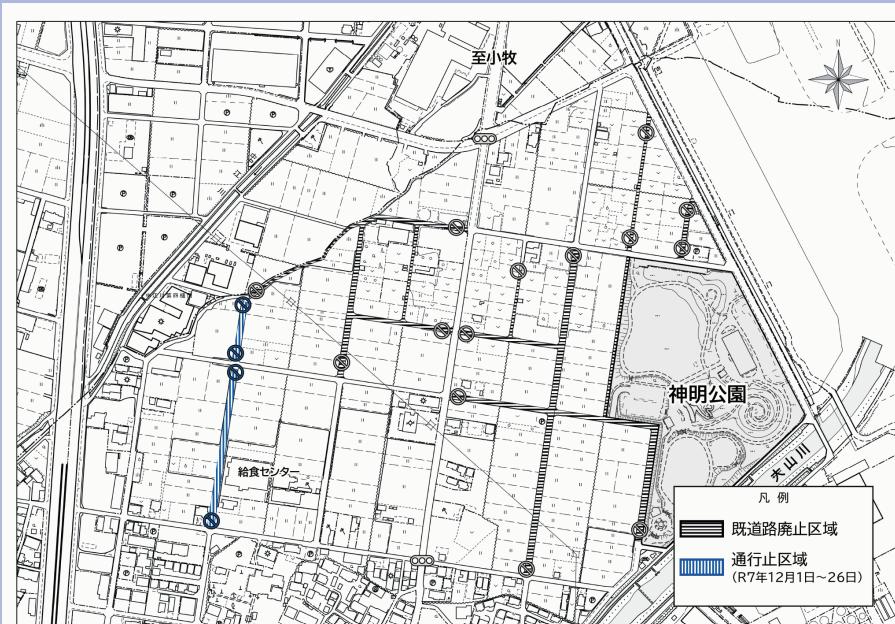
愛知県広域防災拠点の整備に伴い、用水路が廃止されるため、パイプライン化整備工事を行います。

これに伴い、工事予定地が埋蔵文化財包蔵地に該当することから、事前に発掘調査を行います。

調査期間中は、安全確保のため、一部区間で通行止めを行います。

大変ご迷惑、ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

通行止め期間:12月1日(月)~26日(金) ▶問合せ 建設課土木・農政グループ ☎ 28・0380



固定資産税は、毎年1月1日現在の状況に基づき課税されます。
年の途中で取り壊した家屋は、正しい手続を行うことで、翌年度から課税されなくなります。また、年の途中で名義変更した場合は、翌年度から新しい名義人に課税されます。
なお、家屋を建築したときは、法務局で表題登記をする必要があります。未登記の家屋を所有している方は、法務

家屋の取壊し、名義変更等を行ったときの手続

固定資産税は、毎年1月1日現在の状況に基づき課税されます。

- ・ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について
- ・ 介護保険料について
- ・ 保険課介護グループ ☎ 28・0917
- ・ 保険課国民健康保険・医療グループ ☎ 28・0100

年末調整等のためにあらかじめ保険税(料)の確認を希望される方は、窓口にて納付確認書をお渡しますので、保険課までお問い合わせください。

問合せ

この通知書は、確定申告等に際して社会保険料控除を行う場合にご利用ください。
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を納めた方に、納付済額通知書(はがき)を1月下旬に送付します。

納付済額通知書の送付

局で手続を行ってください。

未登記家屋

登記済家屋

問合せ

手続例

28
24
33
44
税務課課税グループ

登記済家屋	未登記家屋		
取壊し	名義変更	取壊し	名義変更
取壊しを行った年内に法務局で滅失登記 ※ 滅失登記が年内に完了しない場合は、年内に町に届出をしてください。	名義変更があった年内に法務局で所有権移転登記	取壊しを行った後、速やかに町に届出	名義変更後、速やかに町に届出 ※ 年内に届出をしなかった場合、翌年度も旧名義人へ課税されてしまいます。

* 未登記家屋の取壊し、名義変更等を行ったときの手続は、届出書の提出に加え、関係書類の添付が必要な場合があります。事前に税務課に問合せの上、手続を行ってください。